

資料1 一つの学習権宣言

1985年3月、パリで開かれた第四回ユネスコ国際成人教育会議は、「学習権」と題する一つの宣言を採択した。

「学習権の承認は、いまや、これまで以上に人類にとって、重要な課題となっている。

学習権とは

読み書きの権利であり、
 質問し、熟慮する権利であり、
 想像し、つくりだす権利であり、
 自分自身の世界を読みとり、歴史をつくる権利であり、
 教育の機会に接する権利であり、
 個人的・集団的の技能をのばす権利である。

学習権は、未来のある日のために予約された文化的ぜいたく品ではない。
 それは、基礎的欲求が満たされたあとに与えられる、第二段階のものではない。

「学習権は、人が生きのびるのに不可欠の道具である。」

「学習権は、現在の人類にとって深刻な問題を解決するのに、もっとも貢献できるもののひとつなのである。

しかし、学習権は、単なる、経済発展の手段ではない。それは、基本的権利のひとつとして、みとめられなくてはならない。

学習活動は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、ひとびとをできごとのなすがままに動かされる客体から、自分の歴史をつくりだす主体にかえていくものである。」

これは国際的な生涯教育論の現段階を示すものと考えられる。

(エイデル研究所「季刊教育法」1986・夏・63、「生涯学習の現実性と可能性」藤岡貞彦)

大学審議会設置法案に反対する訴え

政府は去る二月六日「学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案」を国会へ提出した。これは大学の設置の認可にかんする諮問を大学設置・学校法人審議会に一元化するほかに、新たに大学審議会をもうけ、これに広範な権限を与えようとするものである。

法案によれば、大学審議会は大学の設置基準および学位にかんする事項について文部大臣から諮問をうけるのみでなく、文部大臣の諮問に応じて「大学に関する基本的事項」を調査審議する権限をもつとされている。「基本的事項」の内容は法案には明記されていないが、大学審議会(ユニバーシティ・カウンスル)の設置を提言した臨時教育審議会の第 2 次答申によれば、大学の設置形態、大学の計画的整備、大学教育の内容・方法、大学の評価システムなど、大学制度の根幹にふれる諸問題がふくまれている。

このような大学制度全般にわたる諸問題を「調査審議」する大学審議会の委員は、大学や学術・教育団体の推薦によるのではなく「文部大臣が内閣の承認を経て任命する」とされており、大学関係者以外の政界、官界、財界のメンバーが多数任命される可能性が大きい。このことは臨時教育審議会や大学改革協議会の構成メンバーをみれば十分に予想されるところであり、大学審議会は大学管理法など政府が戦後一貫してこだわってきた政財界による大学支配の機構づくりをいかに実現しようとするものとみなければならぬ。

しかも大学審議会は文部大臣にたいする勸告権をもつとされ、このことを利用してこれまで以上に大学にたいする統制が強化される恐れが大きい。本来、大学における教育・研究の充実・発展は、大学の自治と学問の自由という憲法、教育基本法の保障する原則にもとづき、大学構成員の自主的改革によっておこなわれるべきであり、この原則をおかして政財界の主導によって大学「改革」を外部から強要することは大学における教育と研究をゆがめ、わが国の高等教育の水準を低下させ、科学・技術の眞の創造的発展にとつてもかえって障害をつくりだすこととなるであろう。

われわれは以上のような狙いと構成をもつ大学審議会の設置に反対し、その意思をここに表明するとともに、ひろくこの声明への支持・協力を訴えるものである。

一九八七年七月一七日

- 稲築三千男(東京国際大学教授・マスコミ理論)
今宮 謙二(中央大学教授・経済学)
岩尾 裕純(中央大学名誉教授・経営学)
大田 堯(東京大学名誉教授・教育学)
岡倉古志郎(アジア・アフリカ研究所長・国際政治学)
小野 周(東京大学名誉教授・物理学)
塩田任兵衛(東京都立大学名誉教授・労働問題)
関 恒義(一橋大学教授・経済学)
川口 弘(中央大学助学長・理論経済学)
北村 実(早稲田大学教授・哲学)
兼田 政利(明治大学教授・経済学)
杉原 泰雄(一橋大学教授・憲法学)
高柳 信一(東京大学名誉教授・行政法・憲法)
五井 茂(慶応大学名誉教授・哲学)
寺沢 恒信(東京都立大学名誉教授・哲学)
長崎 明(新潟大学教授・農業土木学)
沼田福次郎(東京都立大学名誉教授・法学)
浜林 正夫(一橋大学教授・西洋経済史)
広根徳太郎(山形大学・東北大学名誉教授・物理学)
山崎不二夫(東京大学名誉教授・農薬工業)
渡辺 洋三(東京大学名誉教授・法学)

資料 2 大学審議会設置法案に反対する訴え

昭和62年度新潟県「初任者研修の試行」における 年間研修計画作成要領

昭和62年度新潟県における「初任者研修の試行」実施要項に基づく新潟県教育委員会が作成する年間研修計画の作成は、この要領の定めるところによる。

- 1 初任者研修の目的のっとり研修の重点を明らかにして計画を作成する。
- 2 年間研修計画の種類と日数
 - (1) 指導教員を中心にした研修 70日（週2日程度）
一級研修（約35日）、授業研修（約35日）
 - (2) 教育センター等における研修 35日（週1日程度）
宿泊研修、県立教育センターにおける研修、授業協力校における研修、
市町村教育委員会における研修、他校訪問による研修、グループ研修
 - (3) 洋上研修（一部参加） 10日
- 3 年間研修計画の内容
 - (1) 指導教員を中心にした研修
 - ア 内容
学習指導、生徒指導、服務等
 - イ 方法
講話、観察、作業、協議、演習
 - (2) 教育センター等における研修
 - ア 内容
学習指導、児童生徒理解、カウンセリング技術、公務員としての服
務等

イ 方法

講義、演習等のほかに、近隣学校等における模範授業参観、初任者の研究授業、他校種、教育施設等の参観、ボランティア活動等

(3) 洋上研修

○ 内容・方法

文部省の実施計画による。

4 年間研修計画等の作成及び研修の実施に当たっての配慮事項

(1) 試行対象教員に対する配慮

試行対象教員に対する研修は、試行対象教員の意欲を大切にしよう
配慮する。

(2) 校内体制への配慮

試行対象教員に対する研修に当たっては、学校全体としての充実した
指導体制を確立する必要があり、校長の指導の下に、指導教員を中心に、
研修内容に応じて全教職員が協力して、試行対象教員の指導に当たるも
のとする。

(3) 保護者への配慮

研修の計画及び実施に当たっては、保護者や地域社会の理解や協力が
得られるよう適切に配慮するものとする。

(4) 新採用教員研修との関連

試行のうち特に教育センター等における研修の実施に当たっては、現
行の新採用教員研修との関連に十分に配慮し、両者の有機的関連を図る
ものとする。

資料4 「指導教員を中心とした研修」の年間研修内容配当表(小・中学校)

月	研 修 内 容	形 態					備 考
		講 話	協 議	観 察	作 業	演 習	
4 月 (3週)	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の心構え、服務勤務の仕組 ・学校の教育課題 ・学級経営① ・学級経営② ・学習指導① ・学習指導② 	全体の奉仕者、職務・身分上の業務 勤務時間、1日の勤務、1週間の勤務、休暇、校務分掌 教育目標、重点目標等、校区の状況、学校の沿革 学級目標、学級指導の内容と方法、学級経営案 学級経営案の作成 指導計画(教科等、学年) 学習指導のポイント、自校の教育機器、教材、教具	○			○	
5 月 (4週)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事① ・家庭訪問 ・生徒指導① ・校内研修 ・授業研究① ・道徳教育① ・オアシスタイム① ・授業研究② ・生徒指導② 	1学期の学校行事、目標、方法、留意点 家庭訪問の意義、保護者との接し方 自校の児童生徒の概況 前年度の校内研修、本年度の校内研修のねらい 授業参観、指導案、指導の方法 道徳教育と教育課程、全体計画 当面抱えている悩み等 授業研究のねらい 自校の生徒指導体制、前年度の生徒指導の様子	○				
6 月 (4週)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究③ ・学級経営③(授業研究) ・生徒指導③ ・授業研究④ ・学級経営④(授業研究) ・評価① ・授業研究⑤ ・オアシスタイム② 	授業研究のねらい達成の方法 学級会活動の授業研究のねらい 教育相談による生徒理解 学習指導案作成 学級会活動の授業研究のねらい達成の方法 テスト、評価の種類と生かし方 学習指導案検討 当面抱えている悩み等				○	○
7 月 (2週)	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営⑤(授業研究) ・授業研究⑥ ・学級経営⑥(授業研究) ・生徒指導④ 	学級会活動の指導案の作成 授業実践、授業研究 授業実践、授業研究 夏季休業中の生徒指導			○	○	○
8 月 (2週)	<ul style="list-style-type: none"> ・反省とまとめ①-1 ・ " -2 ・ " -3 ・ " -4 	1学期の教育活動を振り返って 1学期の研修を振り返って 2学期の努力事項 2学期の研修の構え					○
9 月 (3週)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事② ・生徒指導⑤ ・道徳教育② ・授業研究⑦ ・授業研究⑧ ・授業研究⑨ 	2学期の学校行事、児童生徒の主体的参加 問題行動の指導 道徳の時間の指導内容、指導過程、指導の諸方法	○	○			
10 月 (4週)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・安全教育 ・授業研究⑩ ・道徳教育③(授業研究) 	保健指導、給食指導	○	○			

月	研 修 内 容	形 態					備 考	
		講 話	協 議	観 察	作 業	演 習		
11月 (4週)	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育④（授業研究） ・オアシスタイム③ ・道徳教育⑤（授業研究） ・道徳教育⑥（授業研究） ・道徳教育⑦（授業研究） 	当面抱えている悩み等					○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・安全教育（授業研究） ・授業研究⑩ ・授業研究⑪ ・授業研究⑫ ・授業研究⑬ ・評価② ・学級経営⑦（授業研究） ・オアシスタイム④ 	校内安全点検、交通安全、学校防護 授業中の評価、指導要録 当面抱えている悩み等	○	○				
12月 (2週)	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営⑧（授業研究） ・学級経営⑨（授業研究） ・学級経営⑩（授業研究） ・反省とまとめ 	2学期の研修を振り返って					○	
1月 (2週)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究⑭ ・授業研究⑮ ・授業研究⑯ ・授業研究⑰ 							
2月 (4週)	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育⑧（授業研究） ・道徳教育⑨（授業研究） ・道徳教育⑩（授業研究） ・道徳教育⑪（授業研究） ・反省とまとめ⑥ ・オアシスタイム⑤ ・授業研究⑱ ・授業研究⑲ 	後半の研修を振り返る 当面抱えている悩み等	○	○				
3月 (1週)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究⑳ ・反省とまとめ④ 	1年間の研修を振り返る	○	○				

資料5 「教育センター等における研修」の年間研修内容配当表（小・中学校）

月	研 修 内 容	研 修 の 種 類					担 当	備 考
		宿泊 研修	教育 セン	市町 教委	他校 訪問	グル ープ		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解の意義と方法（中学校、4/23、24） ・コンピュータの基礎（小学校、4/23、24） 		○				教育センター	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導・生徒指導の基本、教員としての心構え（5/15） ・教科等の研修①（5/26） ・児童生徒理解の意義と方法（小学校、5/28、29） ・コンピュータの基礎（中学校、5/28、29） 			○			教育事務所	新採用教員研修 と合同
			○		○		教育センター	

月	研 修 内 容	研 修 の 種 類					担 当	備 考
		宿泊 研修	教育 セン	市町 教委	他校 訪問	グル ープ		
6月	<ul style="list-style-type: none"> 教科等の研修②(6/2) 学習指導要領と授業の履開、授業研究 (小学校6/16)(中学校6/9) 他校園訪問研修①(6/23) 地域の自然や文化施設等に関する研修①(6/30) 				○	○	教育事務所 "	新採用教員研修 と合同
7月	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導、学級経営、授業研究 (小学校7/7)(中学校7/3) 他校園訪問②(7/14) 宿泊研修(小学校、7/27~31) 				○	○	" 義務教育課	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊研修(中学校、8/18~22) 	⑤ ⑥					"	新採用教員研修 と合同
9月	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然や文化施設等に関する研修②(9/18) 他校園訪問③(9/22) 地域の自然や文化施設等に関する研修③(9/29) 				○	○	教育事務所 " "	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 教科等の研修③(10/6) 教科等の研修④(10/13) 教科等の研修⑤(10/20) 教科等の研修⑥(10/27) 				○	○	教育事務所 " " "	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 教科等の研修⑦(11/17) 教科等の研修⑧(11/24) 				○	○	教育事務所 "	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 教科等の研修⑨(12/1) 教科等の研修⑩(12/8) <p>(注)・このほかに、市町教育委員会が行う「グループ研修」が4日間ある。</p> <p>・また、このほかに「市町教育委員会における研修」(新採用教員研修と合同)が3日間ある。</p>				○	○	教育事務所 " 市町教育委員会	

1 研修の重点

研修は次の2点に重点を置いて進める。

- ① 試行対象教員が実践的指導力と教育的使命感を高めるために、地域や学校の教育課題、学校運営等についての一般研修に及び、児童生徒の実態に即した授業研修を行う。
- ② 試行対象教員が知見を広めるために、地域の自然や文化などについての研修及び地域の諸活動への参加など、幅広い体験活動を行う。

2 研修の内容

(1) 研修の種類と研修日数

- 指導教員を中心にした研修 70日(週2日程度)
- 教育センター等における研修 35日(週1日程度)
- 洋上研修(一部の参加) 10日

資料③~⑤出所「県教育委員会」

資料8 減る雑誌自動販売機・増えるビデオレンタル店

青少年の性的感情を刺激したり、粗暴性を助長するおそれのある図書は、心身ともに未発達な青少年に大きな影響を与え、非行誘因のひとつであるとされている。そのような図書は、写真や劇画などにより露骨な内容を視覚に訴えるものが多く、雑誌自動販売機、書店、コンビニエンスストア、雑誌スタンド販売店などで容易に入手できる。

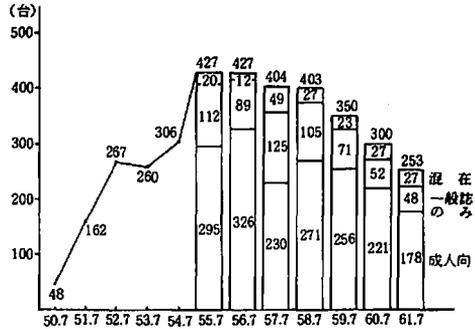
書店では、これらの図書を青少年の目に触れにくくするため成人コーナーを設置し、他の出版物と区別して陳列する方法の徹底が望まれる。雑誌スタンド販売店では、成人向雑誌と一般雑誌の混在販売形態が多く、問題がある。雑誌自動販売機は、昭和55年まで急激な勢いで県下各地に設置されてきたが、地域住民や関係団体の積極的な撤去運動により、次第に減少傾向にある。このような図書は、青少年健全育成条例によると18歳未満の者に売ったり見せたりしてはいけないことになっているが、「実態調査」によると、成人向雑誌を見たことのある者は、中学生では41%、高校生では74%に達し、特に高校生男子では90%に達し、ほとんどの者が見たことがある。

一方、家庭におけるビデオ装置の普及に伴い、成人向ビデオソフトを含むビデオソフトの貸出店の増加が著しく、高校生男子では半数近くの者が成人向ビデオテープを見たことがある。

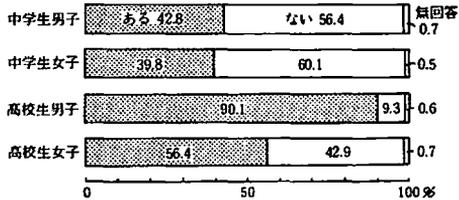
ビデオテープの貸出店の形態 (店)

区 分		60年7月 調 査	61年7月 調 査
貸ビデオ テープの 種 類	一 般 み	9 (11%)	22 (19%)
	一般・ 成人向	68 (83%)	91 (78%)
	成人向 の み	5 (6%)	4 (3%)
成人向テ ープのカ タログの 有無	有	39 (48%)	40 (34%)
	無	43 (52%)	77 (66%)
計		82	117

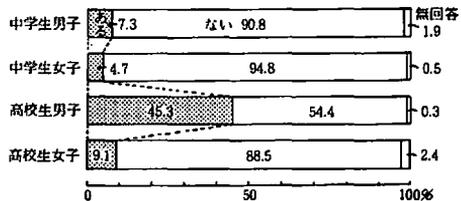
雑誌自動販売機設置台数の推移



成人向雑誌を見た経験



成人向ビデオ・テープの視聴経験



資料出所 「県青少年総合対策本部」